

令和7年度 枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付要領

施行日 令和7年5月1日

第1条 目的

この要領は、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、ごみ置場の美化を図るため、市内在住でカラス対策ネット等（以下「ネット等」という。）を購入する、もしくは現行のカラス対策ネット等の買い替え及び増設が必要なごみ置場の利用を行う個人または団体（自治会・管理組合）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 交付の申請

補助金の交付申請は、ネット等を設置しようとするごみ置場を使用している全ての利用者の同意（了解）を得た上で、枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付申請書（様式第1号）に同意（了解）の結果を示し、次に掲げる書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出するものとする（郵送不可）。なお、令和8年2月27日までに予算の上限に達した場合、申請の受付を終了する。

- （1）購入するネット等の設置場所を示す地図
- （2）価格、仕様がわかるカタログ等

第3条 交付の決定

市長は、前条の申請があった場合において、当該申請を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

第4条 交付の条件

市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付申請者に対し、次の条件を付するものとする。

- （1）要綱の規定に従うこと。
- （2）申請書に記載のものを購入すること。（修繕及び自作並びに送料は対象外とする。）

第5条 交付の請求

補助金交付の請求は、第3条の規定による通知を受け、ネット等を購入及び設置した後、令和8年3月31日までに枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）購入したネット等の領収書
（購入金額の内訳がわかるもの）（交付決定通知日以降の領収日のもの）
- （2）設置したネット等の状況がわかる写真
- （3）市が送付した交付決定通知書のコピー
- （4）交付申請者と同じ名義の通帳のコピー

なお、提出期限の令和8年3月31日までに交付請求書の提出がない場合は、交付の決定を無効とする。ただし、市長が認めるものについてはその限りではない。

第6条 補助金の額の決定

市長は、前条の請求があった場合において、その内容を適当と認めるときは、それぞれ

れの交付決定の範囲内で補助金の額を確定し、その旨を枚方市カラス対策ネット等購入補助金確定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

第7条 補助金の交付

補助金は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

第8条 変更等の申請

交付申請者は、ネット等の申請購入数の一部もしくは全てを取消す場合は、速やかに、枚方市カラス対策ネット等購入数等変更申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

第9条 交付の取消

市長は、補助金の交付を受けた交付申請者が要綱に基づく市長の指示に違反したときは、補助金交付を取消することができる。

第10条 アンケートの協力

補助金の交付を受けた者は、ネット等の利用開始約半年後に、その利用の感想及び状況等のアンケートに協力をするものとする。